

「アグリマイティー資金」商品概要説明書

（令和2年4月1日現在）

商品名	アグリマイティー資金
ご利用 いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当JAの組合員（正組合員、准組合員）の方、もしくはJAが定めた農業者等の方。農業者等には次の条件を満たす農業者等の方を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であって、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 代表者、代表権の範囲、団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。 (b) 一元的に経理を行っていること。 ② 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする方。 ● 原則として愛媛県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ● 信用状況に不安のない方。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ愛媛県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ● 個人の場合、完済時年齢が原則 76 歳未満の方。完済時年齢が 76 歳以上となる場合は、農業後継者を連帯保証人とする。 ● その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業生産に直結する設備資金・運転資金。 ● 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。 ● 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金。 ● 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金 <ul style="list-style-type: none"> ※ 本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、他資金の借換えも行いません。 ※ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、以下の事業は対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域の農業生産の縮小を招くような事業 ②土地・建物等の資産を賃借して行う事業
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人：5,000 万円、法人：1 億円 ● 事業費の 100%の範囲内。
借入期間	<p>【長期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則 10 年以内（据置期間3年以内）。但し、対象事業に応じ、最長 20 年以内。 <p>【短期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1 年以内（手形借入の書替を認める）。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 証書借入または手形借入とします。
返済方法	<p>【長期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 証書借入における元金均等または元利均等返済。 <p>【短期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手形借入における期日一括返済。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、担保は不要です。

保証	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ●法人の方は、代表者を連帯保証人とします。 ●法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 																																										
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ●一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 <p>① 一括前払い ご融資時に一括して保証料（年 0.4%）をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済の場合 <table border="1" data-bbox="422 450 1197 533"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>5 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>10,400</td> <td>21,000</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・元金均等返済の場合 <table border="1" data-bbox="422 566 1197 649"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>5 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>10,200</td> <td>20,200</td> </tr> </table> <p>② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.4%です。</p>	お借入期間	5 年	10 年	保証料（円）	10,400	21,000	お借入期間	5 年	10 年	保証料（円）	10,200	20,200																														
お借入期間	5 年	10 年																																									
保証料（円）	10,400	21,000																																									
お借入期間	5 年	10 年																																									
保証料（円）	10,200	20,200																																									
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●JA所定の手数料が必要です。 																																										
苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または当JA（本商品を申し込まれた該当JA）の下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 <table border="1" data-bbox="371 943 1428 1397"> <thead> <tr> <th>JA名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JAうま</td> <td>金融部 金融業務課</td> <td>0896-24-3737</td> </tr> <tr> <td>JA新居浜市</td> <td>本店営業部 信用</td> <td>0897-37-1003</td> </tr> <tr> <td>JA西条</td> <td>総合管理部 リスク統括課</td> <td>0897-56-1800</td> </tr> <tr> <td>JA周桑</td> <td>金融共済部 融資一課</td> <td>0898-68-7800</td> </tr> <tr> <td>JAおちいまばり</td> <td>金融業務部 信用業務課</td> <td>0898-34-1817</td> </tr> <tr> <td>JA今治立花</td> <td>金融共済部 営業課</td> <td>0898-23-0246</td> </tr> <tr> <td>JA松山市</td> <td>金融部 貸付課</td> <td>089-946-1611</td> </tr> <tr> <td>JAえひめ中央</td> <td>金融部 金融企画課</td> <td>089-943-8731</td> </tr> <tr> <td>JA愛媛たいき</td> <td>金融部</td> <td>0893-24-4182</td> </tr> <tr> <td>JAにしうわ</td> <td>金融部 業務課</td> <td>0894-24-1118</td> </tr> <tr> <td>JAひがしうわ</td> <td>金融部</td> <td>0894-62-1212</td> </tr> <tr> <td>JAえひめ南</td> <td>信用部 企画課</td> <td>0895-22-8111</td> </tr> <tr> <td>JA愛媛県信連</td> <td>企画管理部 リスク管理課</td> <td>089-948-5273</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛県弁護士会（電話：089-941-6279） 	JA名	担当部署	電話番号	JAうま	金融部 金融業務課	0896-24-3737	JA新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003	JA西条	総合管理部 リスク統括課	0897-56-1800	JA周桑	金融共済部 融資一課	0898-68-7800	JAおちいまばり	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817	JA今治立花	金融共済部 営業課	0898-23-0246	JA松山市	金融部 貸付課	089-946-1611	JAえひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731	JA愛媛たいき	金融部	0893-24-4182	JAにしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118	JAひがしうわ	金融部	0894-62-1212	JAえひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111	JA愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273
JA名	担当部署	電話番号																																									
JAうま	金融部 金融業務課	0896-24-3737																																									
JA新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003																																									
JA西条	総合管理部 リスク統括課	0897-56-1800																																									
JA周桑	金融共済部 融資一課	0898-68-7800																																									
JAおちいまばり	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817																																									
JA今治立花	金融共済部 営業課	0898-23-0246																																									
JA松山市	金融部 貸付課	089-946-1611																																									
JAえひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731																																									
JA愛媛たいき	金融部	0893-24-4182																																									
JAにしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118																																									
JAひがしうわ	金融部	0894-62-1212																																									
JAえひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111																																									
JA愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273																																									
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては、当JA、および原則として愛媛県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 																																										